

分光光度計システム仕様書

- | | | | |
|---|--|--|----|
| 1 | 件名及び数量 | 分光光度計システム | 一式 |
| 2 | 納入期限 | 令和8年11月25日 | |
| 3 | 設置場所 | 水沢浄化センター（奥州市水沢姉体町南新田下234） | |
| 4 | 用途 | 浄化センター流入水及び処理水等の全窒素、全りん等の計量に使用するものである。 | |
| 5 | 装置構成及び数量 | | |
| | 分光光度計システム | | 一式 |
| | （内訳） | 分光光度計 本体 | 1台 |
| | | 本体制御及びデータ処理装置 | 1台 |
| | | シッパーユニット | 一式 |
| | | 付属品 | 一式 |
| 6 | 構成機器の仕様 | | |
| | （1） 分光光度計本体 | | |
| | ア 光学系は、ダブルビーム方式であること | | |
| | イ 光源として重水素ランプ、ハロゲンランプを装備していること | | |
| | ウ 波長範囲は、190～1100nm であること | | |
| | エ 波長正確さは、±0.2nm 以下（656.1nm）であること | | |
| | オ 波長繰返し精度は、±0.1nm 以下であること | | |
| | カ 波長走査速度は、10～8000nm/min の範囲で可変できること | | |
| | キ 迷光は、0.03%以下（220nm）、0.03%以下（340nm）であること | | |
| | ク 測光範囲は、吸光度（Abs）において－3～3 Abs の測定が可能であること | | |
| | ケ 測光正確さは、±0.0025Abs 以内（0.5～1Abs）であること | | |
| | コ 測光繰返し精度は、±0.0005Abs 以内（0～1Abs）であること | | |
| | サ 検出器は、シリコンフォトダイオードまたは同等以上の性能を有すること | | |
| | シ ベースライン安定度は、0.0004Abs/h 以内であること | | |
| | ス AC100V で使用可能であること | | |
| | （2） 本体制御及びデータ処理装置 | | |
| | ア PC を介さずに本体の制御及び測定結果の解析ができること | | |
| | イ 640×480 ドット以上の解像度を有するカラー液晶ディスプレイであること | | |
| | ウ 表示言語は、日本語に対応していること | | |
| | エ 入力方式は、タッチパネル方式であること | | |
| | オ テキスト（txt）形式で接続した USB メモリに保存可能であること | | |

- カ 定量測定、スペクトル測定、時間変化測定、固定波長測定及び日常点検プログラムを行うための標準プログラムを有すること
- キ 固定波長測定は、最大 8 波長測定が可能であること
- ク 記録したデータは、解析ソフトをインストールした PC で解析可能であること
- (3) シッパユニット
 - ア 送液方法は、バキューム方式であること
 - イ 光路長は、10mm を選択できること
 - ウ オールテフロン製配管で、耐薬品性に優れていること
 - エ レバー操作でフローセルから 10 mm 角型セルへ切替可能であること
- (4) 運転及び設置に必要な次の付属品
 - ・ 角型石英セル（光路長 10mm） 2 個
 - ・ 本体制御及びデータ処理装置専用スタンド 1 台
 - ・ カラーインクジェットプリンタ 1 台
 - ・ 本体制御及びデータ処理装置用 USB プリンタケーブル 1 本
 - ・ PC 用測定及び解析ソフトウェア 一式
 - ・ その他標準付属品 一式

7 参考機種

日本分光株式会社 JASCO Corporation 紫外可視分光光度計		
(内訳)	分光光度計 本体	V-730
	本体制御及びデータ処理装置	iRM-1000
	シッパユニット	NQF-930

8 装置の設置

- (1) 指定場所へ搬入し、据え付け、運転可能な状態に調整すること。
- (2) 装置の搬入、据え付け及び調整等に必要な機械器具材料等は全て受注者の負担とする。
- (3) 電源が必要な場合は既設の設備を使用すること。既設設備の加工等を必要とする場合は、納入装置に合わせて受注者が加工及び調整を行い、装置が正常に稼働するようにすること。
- (4) 既設の施設を汚損したときは、受注者の責任で復旧すること。
- (5) 設置作業が完了したときは、受注者は速やかに不要材料および仮設物を処分又は撤去し、清掃すること。

9 納入条件

- (1) 最新式で、新品で、日本語に対応していること。
- (2) メーカー基準の据付条件により動作及び性能を確認すること。

- (3) 引渡し後、担当者間協議のうえ取扱説明を行うこと。
- (4) 岩手県内に、製品にかかる本店、支店、営業所又は代理店があり、故障が発生した場合には即時に対応できること。

10 提出書類

- (1) 取扱説明書 1 部
- (2) 保証書 1 部

11 保証

受注者は、納入後 1 年以内に発生した当該機器等に係る不具合に対し、使用者の故意又は過失でない場合は、交換又は修理及びメンテナンス等は無償で行うこと。

ただし、製作会社等が別に定める保証期間が 1 年以上に渡る場合にはそれを適用する。

12 その他

- (1) 発注者がこの仕様に合致しない機器等が納入されたと判断した場合は契約を無効とし、機器の納入及びその撤去費用等は受注者が全て負担するものとする。
- (2) この仕様書に疑義が生じたとき、この仕様書により難い事情が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。